

# 都市整備 自然と景観を 保つていく

次の点について伺う。

**Q** 1 リゾートマンションの建築凍結宣言について

また、これに加えて自然公園法での制限が比較的緩い普通地域でも、一定規模以上の建物への届出の義務付け、壁面の後退や緑地率の指定、屋根及び外壁の色彩にも制限を加え、中長期的に箱根全体の街並み景観の規制誘導に貢献できるものと期待している。

**2** 足柄幹線林道沿いの2件の中断している開発計画の状況について

また、これに隣接する場所の宅地分譲を目的とする造成工事については、都市計画法の開発許可及び箱根町開発事業指導要綱の協議対象となる規模を下回るとの話だったが、実際は協議に該当する可能性があることと、当該区域が土砂災害特別警戒区域に指定されているため、都市計画法と土砂災害防止法の両面の許可申請が必要であることから、神奈川県小田原土木事務所が文書による指導を行っているという。

**A** 1 点目について、

当町が今後、国際観光地として持続的に発展していくことを考えた場合、そろそろ大規模建築の新規立地については限界に達していると思っている。

このため高度地区の指定や開発事業指導要綱での高さ制限のほか、地区計画制度や建築協定の導入など、さまざまな手法を研究するよう指示してきた。

そして、このことについては、出来ることからできるだけ早く対応するという考え方のもと、平成18年6月に、「開発事業指導要綱」を改正して、建築物の高さを規制し、本年6月には、「景観計画及び景観条例」で、これら高さ制限を規定して法的拘束力のある制限としたところ

2 点目については、高齢者用住宅を計画している開発計画地は、都市計画法に基づき、県知事の開発許可を得ているが、現在事業は休止している。

また、これに隣接する場所の宅地分譲を目的とする造成工事については、都市計画法の開発許可及び箱根町開発事業指導要綱の協議対象となる規模を下回るとの話だったが、実際は協議に該当する可能性があることと、当該区域が土砂災害特別警戒区域に指定されているため、都市計画法と土砂災害防止法の両面の許可申請が必要であることから、神奈川県小田原土木事務所が文書による指導を行っているという。

この2件については、土砂災害特別警戒区域に位置する現場であり、十分な安全対策を講ずることなく、工事途中で放置されていることから、現場確認も行っている。今後、災害等発生への心配もされており、神奈川県小田原土木事務所と連絡を密にして、事業者の動向を注視していきたい。

# 環境 新たな 廃棄物対策について

次の点について伺う。

**Q** 1 7月の住民説明会の実施内容と今後の進め方について

回数を通3回から週2回にする説明をしたところ、観光地の特殊性という観点から週3回のままでという意見や、回数変更に対する不安の声もいただいた。

**2** 生ごみの減量化について

今後の進め方としては、円滑な分別収集に向け、皆さんから出された意見、要望の調整を図り、また、事業系ごみ分別の見直し要望も提出されていることから、調整期間として半年間、延伸した。したがって、新たな分別収集は平成22年4月からとし、燃えるごみの収集回数についても、多くの住民の方々の要望どおり、週3回のままで行いたいと考えている。

**A** 1 点目について、

本年10月から予定していた新たな分別収集等について、6月末から7月にかけて実施した住民説明会は、地域・地区や女性会、15団体に対して実施したところ、425名の方々の出席をいただいた。

また、本年4月からの説明会の累計は、25回、延べ574名の出席があり、各地域・地区別に作成した説明資料や容器包装プラスチックなどのサンプルを用いた説明を行い、意見交換を行った。

新たな分別収集については、町の経済状況を考え、経費のかかる分別収集は遅らせるべきとの強い反対意見や要望をいただいた。

また、新たな分別収集の開始に伴い、ごみの量が減少すると考えられるため、収集

町では生ごみのリサイクルは行っていない。

町としては、生ごみ処理機器の補助制度利用を積極的にPRを行い、生ごみの減量化推進に努めていく。

また、本年6月に「小田原市・足柄下地区資源化検討会」が設置され、広域で生ごみや剪定枝の資源化の方策について、調査・検討を行うっていくことから、その動向等を踏まえ、町にとっても有効な手段・方法となるものは大いに参考とし、生ごみの減量・資源化に向けて積極的に取り組んでいきたい。

